



利用(予定) (第1希望) 施設等名称	
利用(申込)児童名	
利用(申込)児童名	

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等利用に係る個人番号等届出書

相模原市長あて

(1世帯につき1部提出)

提出日 年 月 日

次のとおり、届出します。記載した事項は、真実に相違ないことを誓います。

本枠内1〜4を記入してください。
記名押印に代えて、署名することができます。

1 申請保護者	カナ	性別	生年月日	個人番号(マイナンバー)
	氏名	男 ¹ 女 ²	年 月 日	
	住所	相模原市 (緑 中央 南) 区		
	電話	- -		

2 配偶者	カナ	性別	生年月日	個人番号(マイナンバー)
	氏名	男 ¹ 女 ²	年 月 日	
	住所	申請保護者と 同居 別居 (別居の場合の住所) 【		
	電話	- -		

3 施設等を利用中、または利用申込中の児童	児童氏名	生年月日	利用(予定)(第1希望)施設等名称
	カナ	年 月 日	
	氏名	年 月 日	
	カナ	年 月 日	

4 (提出書類にチェックし、《写し》を添付)	1点のみで可	顔写真付き個人番号カードの両面(番号確認と身元確認)	
	2点提出要	通知カードまたは個人番号記載の住民票(番号確認) … 必須 + および 顔写真付き住民基本台帳カード 運転免許証 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 在留カード 官公署がその職員に対して発行した身分証明書 その他総務省要領に準拠した必要書類	身元確認 いずれか1点
		3点提出要	通知カードまたは個人番号記載の住民票(番号確認) … 必須 + および 本人名義の預金通帳 民間企業の社員証 学生証 生活保護受給票 健康保険又は介護保険の被保険者証 医療受給者証 各年金証書 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 年金手帳 その他総務省要領に準拠した必要書類

1 申請保護者は、子どものための教育・保育給付支給認定申請書、子育てのための施設等利用給付認定申請書に記載した申請保護者と同一の方を記入してください。

2 添付書類は、申請保護者のみ必要です(配偶者、児童の添付書類は不要です)。

3 通知カードは記載事項(住所・氏名)が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り有効となります。

(受付側記載欄)

子どもコード

[]

受付者
[]

個人番号等届出書及び本人確認書類の提出について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)第9条及び別表第一において、個人番号を利用することができる事務として、「子ども・子育て支援法」の「子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が規定されています。

これに基づく、番号法別表第一の94の項の主務省令で定める事務は、次のとおりです。

- 1 子ども・子育て支援法第16条(第30条の3の規定により準用する場合を含む)の資料の提供等の求めに関する事務
- 2 子ども・子育て支援法第20条第1項の教育・保育給付認定若しくは同法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 3 子ども・子育て支援法による支給認定証に関する事務
- 4 子ども・子育て支援法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 5 子ども・子育て支援法第23条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務
- 6 子ども・子育て支援法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務
- 7 子ども・子育て支援法第30条の5第1項の施設等利用給付認定若しくは同法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 8 子ども・子育て支援法第30条の5第7項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務
- 9 子ども・子育て支援法第30条の7若しくは子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 10 子ども・子育て支援法第30条の8第4項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務
- 11 子ども・子育て支援法第30条の9第1項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務
- 12 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務

従いまして、保護者の皆様におかれましては、こちらの届出書に必要事項を記入の上、以下の写しを併せてご提出くださいますよう、よろしく申し上げます。

本人から個人番号の提供を受けるときは、本人確認(番号確認と身元確認)が義務付けられており、原則として、

写真付きの個人番号カードの両面(番号確認と身元確認)

通知カード(番号確認)と運転免許証など(身元確認)

個人番号の記載された住民票(番号確認)と運転免許証など(身元確認)

のいずれかの写しが必要となります。詳細は、表面「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等利用に係る個人番号等届出書」[4](#) 申請保護者届出添付書類 の欄でご確認ください。